



世帯一か月の医療費自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、申請すると超えた分が払い戻される高額療養費制度があります。申請時、領収書原本を確認します。確定申告などで領収書を提出する前に、高額療養費の手続きをしてください。

【申請に必要なもの】▶国民健康保険被保険者証 ▶振込先の預金通帳(世帯主名義) ▶手続きされるかたの本人確認書類(運転免許証など) ▶世帯主および申請対象者のマイナンバー確認書類 ▶医療機関の領収書原本(申請受付後、受付印を押してお返しします)

【申請窓口(平日)】▶国保年金課(市役所1階) ▶各市民サービスセンター(中央・東部・南部別館を除く) ▶駅東サービスセンター ▶岩見三内・大正寺の各連絡所



■70歳未満のかたの自己負担限度額(月ごと)

世帯区分	基礎控除後の総所得金額	当該診療月以前12か月間の高額療養費該当回数		適用区分
		1回目から3回目まで	4回目以降(※1)	
上位所得者	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	210万円以下 住民税非課税世帯を除く	57,600円	44,400円	エ
	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	オ

※1=過去12か月以内に4回以上自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、自己負担限度額が下がります。

■70歳以上のかたの自己負担限度額(月ごと)

…適用区分は、高齢受給者証か限度額認定証でご確認ください

区分(市民税の課税・非課税別)			
課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の欄が3割のかた	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×0.01 (140,100円(※2))
		現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01 (93,000円(※2))
		現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01 (44,400円(※2))
	高齢受給者証の一部負担金の欄が2割のかた(※1)	一般	18,000円 (年間144,000円上限) 外來十入院(世帯) 57,600円 (44,400円(※2))
非課税世帯	認定証の適用区分が区分Ⅱ	低Ⅱ	8,000円 24,600円
	認定証の適用区分が区分Ⅰ	低Ⅰ	8,000円 15,000円

※1=世帯の70歳以上の国保加入者の収入合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2=過去12か月以内に4回以上自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、自己負担限度額が下がります。



風しん抗体検査・予防接種の無料クーポン券をご利用ください

昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性へ、風しんの抗体検査・予防接種を無料で受けることができるクーポン券を6月に送付していますのでご利用ください。8月以降に秋田市へ転入したかたには、11月上旬にクーポン券を送付しています。

昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までに

生まれた男性には、来年度クーポン券を送付する予定ですが、今年度中に風しん抗体検査を希望するかたはご相談ください。

また、妊娠を希望する女性やその配偶者などへの抗体検査と予防接種の助成も行っています。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 健康管理課☎(883)1179